

第4次三春町行財政改革大綱 同 実施計画

【平成22年度～平成26年度】

福島県三春町

目 次

基本的な考え方

1	これまでの行財政改革の取組経過	1
2	大綱策定の趣旨	1
3	推進期間	2
4	実施計画	2
5	進行管理	3
6	評価結果の公表	3

推進項目

1	的確な行政運営と協働の推進（町民の目線に立った行政運営の推進）	4
	1）町民サービスの向上	
	2）町民ニーズの把握・反映	
	3）協働によるまちづくり	
	4）情報の共有と情報公開	
	5）環境政策への取組	
	6）情報化の推進	
2	経営基盤の強化（財政の健全化と自主財源の確保）	5
	1）自立性の高い財政運営と財政状態の積極的な公開	
	2）行政評価の推進	
	3）町税・使用料等の収納強化	
	4）新たな増収策の推進	
	5）財源の効果的な活用・受益と負担の適正化	
	6）民間委託等の積極的な活用	
	7）効率的な施設管理による経費削減	
3	人事管理の適正化と柔軟な組織体制の実現	7
	1）定員管理の適正化	
	2）人事評価制度の適正な運用	
	3）職員の意識改革と人材の育成	
	4）効率的な組織の確立	
	用語解説等	9

第4次三春町行財政改革大綱実施計画

1	実施計画体系図	11
2	個別シート記載例	13

（以下 個別シート P14～P84）

基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組経過

三春町においては、平成10年度から平成15年度までの6年間において、第1次行財政改革の取組をスタートさせ、平成16年度から同18年度までの3年間には第2次行財政改革並びに財政構造改革プログラムに取り組みました。

また、行財政を取り巻く環境が厳しい状況を踏まえ、第2次大綱との整合を図りつつ、平成21年度までの具体的な取り組みを明示した「三春町集中改革プラン（推進期間：平成17年度～21年度）」を平成18年3月に策定・公表し、取り組みを継続してきました。

さらに、平成20年3月には、第3次行財政改革大綱（推進期間：平成19年度～22年度）を策定し、具体的な推進項目を掲げ、その個別の項目については集中改革プラン等に基づき適宜管理してきたところです。

そのような中で、地域の環境整備、福祉、防災といった分野におけるボランティア活動など、町民が、まちづくりという公共の分野を、協働・町民参加という形で担ってきました。また、継続して取り組んでいる事務事業の見直しによる経費の削減、民間委託の積極的な導入、計画的な職員数の削減など、より効果的・効率的な行政運営にも積極的に取り組むことにより、一定の成果を挙げ、職員個々の自覚と意識改革も図られてきています。

2 大綱策定の趣旨

行財政改革は、財政再建の同義語として受け取られがちであり、「時代に即した行政需要に的確に対応し、町民サービスのより一層の向上を図るために、組織や行政運営のあり方を見直し、行財政運営の適正化・効率化を図っていくこと」という本来の意味ではなく、町民に受忍を強いるような改革ととらえられる傾向があります。

このようなことから、行財政改革は「必要な時期でないなら避けたい」など、町民および町職員ともあまりいい印象で受け取られていないかもしれません。

これは、先の「第2次三春町行財政改革大綱」が、策定当時には、行政が変わることをめざしていたにもかかわらず、三位一体の改革等により予想もできなかった大幅な交付税減となり、結果として財政再建を最優先せざるを得なかったことにも一因があります。

しかしながら、景気の低迷、少子高齢化・人口減少時代の進展や地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい時代にあって、引き続き町民ニーズに的確・適切に対応し、行政サービスを提供するためには、行政の効率化・スリム化と町民との協働のまちづくりを視点に取り組んできたこれまでの行財政改革をより一層進める必要があります。また、今後、大規模な災害や多様化する課題などに対応していくためには、行政だけでなく、町民や様々な団体がそれぞれ連携・協働して取り組むことが重要になります。

一方で、今後さらに厳しい状況に遭遇しても自立した運営ができるだけの財政基盤

を確保しておくことが求められ、更なる財政構造の健全化を図り、行財政運営においては、たえまない改革を進めることにより、財源を生み出していく必要があります。

また、このような町民との協働の推進や自立した行財政運営の推進のためには、新たな課題にも積極的に取り組む職員、そして柔軟な組織づくりがこれまで以上に必要となります。

そして、町民が、将来も安心して快適な生活を送るためには、“安全安心なまち”、“自主自立のまち”、“継続発展するまち”の実現を目指して、町民とともに策定した長期計画を着実に推進し、町の将来像である“豊かな自然の恵みや歴史と文化を守り伝え、協働により発展しつづける町”の実現を図らなければなりません。

本大綱は、第6次三春町長期計画の着実な推進を図るため、「三春町町民自治基本条例」の理念の下、効果的・効率的な行政経営に計画的に取り組む行財政改革の新たな指針として位置付けるものです。

3 推進期間

推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、第3次行財政改革大綱の推進プランとして管理していた「三春町集中改革プラン」が、平成21年度で終了したことから、タイムラグが生じていた現在の第3次行財政改革大綱を1年前倒しして終了することとします。平成22年度からは、集中改革プランの検証・評価結果の上に立ち、取り組んできた項目のうち継続して改革することが必要なものと、新規に取り組むべきものを盛り込んだ大綱とします。

三春町の行財政改革の取組

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
第1次行革大綱						第2次行革大綱 財政構造改革プログラム			第3次行革大綱 (1年前倒し終了)			第4次行革大綱 同 実施計画				
事務事業評価システム導入(H10~)						集中改革プラン										

4 実施計画

(1) 実施計画の策定

本大綱の基本的な考え方を踏まえ、目的、期限(いつまで)と水準(どの程度まで)を明確にした目標(数値目標を含む)及び具体的な取組項目の内容(いつから検討に着手し、いつまでに検討を終了し、いつから実施に向けた準備を行い、いつまでに実施に向けた準備を完了し、いつから実施するかを記載)を明らかにした実施計画により進めることとします。

(2) 実施計画への随時追加

国においては、政権の交代等もあり、今後の地方公共団体のあり方を大きく変える可能性もあることから、実施計画については、改革の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて随時追加・修正していくこととします。

5 進行管理

実施計画は、継続的にチェックし改善していくために、計画（PLAN）- 実施（DO）- 評価（CHECK）- 改善（ACTION）というマネジメントサイクルにより進行を管理します。

評価は、まず、取組事項を所管する課において毎年自己評価を行い、ついで、次の内部評価及び外部評価を行います。なお、必要に応じて、議会等との協議を行うこととします。

1) 行財政改革職員委員会（内部評価）

全庁的に改革を推進していくための組織（課長等で構成される）として、毎年、行財政改革大綱及び実施計画の進行状況を点検・評価し、目標達成に向けての進行管理を行います。

2) 三春町振興対策審議会（外部評価）

町民・学識経験者の6人の委員で構成される三春町振興対策審議会は、定期的に行財政改革の進行状況等の報告を受け、町民の立場から意見を述べます。

6 評価結果の公表

評価結果は、議会に報告するとともに、その結果を積極的に町広報紙やホームページ等を通じて公表します。

推 進 項 目

1 的確な行政運営と協働の推進（町民の目線に立った行政運営の推進）

厳しい財政状況の中であって、新たな行政課題や多様化する行政需要に対応するため、職員一人ひとりがコスト意識を持つとともに、民間の経営感覚や発想、視点を積極的に取り入れ、スピード・過程・成果を重視した行政運営を推進します。

事務事業全般において、町民の目線から絶えず見直しを行い、町民ニーズを把握することにより、緊急度・優先度の高いものを選択し、町民の立場に立った行政サービスを提供します。

また、町民自治基本条例を核に、「協働によるまちづくり」を実践するためには、町民や町内会（自治会）、まちづくり協会、住民公益活動団体（以下「NPO法人等」という。）などが、自主的に行う公益的な活動を支援・促進するとともに、町政への参画がしやすい環境を整える必要があります。少子高齢化が進むなかで、行政の役割はますます多様化することから、公的サービスを担うことができる町民団体、企業、NPO法人等と協力・連携を進め、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

そのため、町が持つ多くの情報を積極的に提供し、町民との情報の共有化を図り、共通の理解のもと、より一層町民から信頼される行政の実現に努めます。

なお、行政の活動は、様々な面で地球環境にも大きな影響を与えていることから、環境負荷の低減にも配慮しながら行政サービスを提供します。

ICT（情報通信技術）の進歩により、自宅からの行政情報の取得、公共施設利用の申込みや申請などのサービスを受けることが可能となってきています。本町では、情報化推進計画「e-みはるづくり情報化プラン」に基づき、計画的に行政事務の効率化を推進し、開かれた行政システムを確立します。

1) 町民サービスの向上

役場庁舎の窓口や施設など、各窓口業務のあり方（休日開庁を含む）を精査し、施設等の開館日、時間の延長・短縮などを検討し、町民の立場に立った見直しを行い、町民の利便性・満足度の向上を図ります。

2) 町民ニーズの把握・反映

出前懇談会、各地区まちづくり懇談会、町民アンケート等、様々な機会や方法により、広く町民の声を聴き、町民の意見や要望など町民ニーズの的確な把握に努め、施策や事務事業へ反映させます。

3) 協働によるまちづくり

町内では様々な分野でボランティア団体やNPO法人等による活動が展開されています。住民自治の進展に向け、これらの町民活動を推進するとともに、各種町民団体の育成と支援に努めます。

多様化するニーズや課題解決に取り組むため、町民団体やNPO法人等の町民組

織、専門的な知識・技術を有する大学や企業等との協働と連携を推進します。なお、引き続き、国際交流や他の自治体等との交流と連携を図りながらまちづくりを進めることとします。

また、各種計画策定時だけではなく、町民が町政運営に適切に参画できるように努めます。

4) 情報の共有と情報公開

協働と連携によるまちづくりを進めるためには、町民と行政との信頼関係を深めることが大切です。情報を積極的に提供し共有を図り、お互いに共通の認識にたつて合意形成を図りながら、まちづくりを進めます。

また、町民への説明責任を果たすため、「町政のわかりやすさ」を考慮した施策の実施に努めるとともに、広報紙、ホームページ等の広報機能を充実します。

5) 環境政策への取組

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画を改訂し、町の事務事業の執行に際して発生する環境負荷の低減を図ります。こまめな消灯、冷暖房の適温管理などを職員一人ひとりが心がけ、共通消耗品費、光熱水費、燃料費など経常的な事務経費等の削減に努めます。

また、町全域となる地域推進計画を策定することにより、低公害車の導入や太陽光発電導入補助等の環境施策を検討します。

6) 情報化の推進

情報化推進計画「e-みはるづくり情報化プラン」に基づき、費用対効果を把握したうえで、総合的に行政の情報化を推進します。なお、推進するにあたり、個人情報保護や情報セキュリティの強化に努めます。

2 経営基盤の強化（財政の健全化と自主財源の確保）

国は、地方分権の理念の下、国庫補助金や負担金の廃止・縮減、国と地方の税源配分の見直し、地方交付税制度の改革からなる「三位一体の改革」を推進することにより、地方交付税の大幅な削減が図られ、小規模自治体の存続を危うくしてきました。地方自治体は、財源の構成が大きく変わる等、財政の転換期を迎えており、経営能力を向上させ自立することが求められています。併せて、景気の後退による税収の減少並びに少子高齢化の進行とそれに伴う生産年齢人口の減少は、財政需要の増大と歳入の減少という、相反する状況をもたらしており、歳出の削減と、歳入の確保を図り、新たな行政需要にも十分に対応できるよう財政の健全化を図ることが、今後の自治体経営の大きな鍵となっています。

そのため、事務事業のより一層の効率化や見直しによる経費削減を図るとともに、負担の公平性の観点から町税等の収納の強化や地域経済の活性化と雇用の確保による税収増に取り組むなど、経営基盤の強化に努め、将来の財政負担を考慮した計画的な財政運営を図ります。

1) 自立性の高い財政運営と財政状況の積極的な公開

予算の執行については、全職員自らがコスト意識を持ち、「最少の経費で最大の効果」を基本理念に、限られた財源の中で最大限の公共サービスを提供できるよう努めます。また、財政計画策定とそれに基づく財政運営を行い、財政の健全化を図ります。

町の財政状況を正確に把握し、財政運営が適正に行われているのかを客観的に評価するとともに、新公会計制度の導入により、バランスシート（貸借対照表）、行政コスト計算書等の財務書類を作成し、効果的でわかりやすい手法を用いてその情報を積極的に公開します。

また、水道事業、下水道事業等の公営企業については、独立採算性の原則の下に、経営基盤の安定と地域住民へのサービス確保のため、経営の現状及び将来の見通しについて再点検を行い、少子高齢社会に対応した公営企業等のあり方を検証し、時代に即した運営・管理を推進します。

なお、町内に二つある第三セクターにあっては、平成21年度に策定した三春町第三セクター改革プランの進捗状況を管理し、適正な経営が図られているか点検を行います。

2) 行政評価の推進

平成10年度より、事業の妥当性・効率性・有効性を客観的に評価する仕組みとして取り組んでいる事務事業評価については、重点事業・施策評価を含めた行政評価として引き続き推進します。さらに費用対効果を測り、より効果的・効率的な事務の執行に取り組めます。

また、限られた財源の中では、地区から要望のあるすべての事業を行うことはできないことから、事業の優先順位を明確にし、取り組むこととします。

3) 町税・使用料等の収納強化

町税等の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、納めやすい環境の整備と納付意識の高揚に努めるとともに、滞納処分・臨戸訪問の徹底など滞納者対策の強化を図るなど、その収納率向上に取り組めます。

4) 新たな増収策の推進

企業誘致を推進するとともに、雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。

また、未利用財産については、売却・賃貸借等を促進します。

さらに、町封筒への広告等、有料広告の導入拡大を検討します。

5) 財源の効果的な活用・受益と負担の適正化

補助金等の見直しにあたっては、行政の経費負担のあり方、費用対効果等を勘案し、目的が達成されたものや時代の変化等に伴い効果が期待できなくなったものなどについて、廃止・縮小・終期（期限）の設定等の整理・合理化を図ります。

公共工事等の効率化、スリム化及び簡素化に取り組むために事業効果を総合的に評価し、実際の執行に際しては、適切な設計単価の設定や施工方法の工夫等により、コスト縮減に取り組みます。

また、公共工事に係る入札・契約事務について、手続きの透明性の確保や事業の内容や規模等に応じた多様な契約方法を検討実施することにより、公共工事の適正化をより一層推進します。

施設利用やサービス提供における利用者負担については、公平性確保の観点から、受益と負担の適正化を図ります。

6) 民間委託等の積極的な活用

公共施設の管理運営業務はもちろん、事務事業についても、費用対効果等の視点から、民間委託や指定管理者制度の導入などにより、多様な民間活力を積極的に活用し、民間手法を活かしたサービス水準の向上と行政コストの縮減を図ります。

また、町立の幼稚園と保育所について、町としての幼児教育施設運営の基本的な考え方について整理します。

7) 効率的な施設管理による経費削減

町民生活の利便性の向上を最優先にしながら、公共施設の管理及び維持補修などのトータルコストを将来的に分析し、修繕計画を策定するとともに、施設の統廃合等の検討も含め、より効果的・効率的な施設の保全及び維持管理に取り組みます。

3 人事管理の適正化と柔軟な組織体制の実現

これまでの行財政改革においては、各事務事業の見直しや、職員数の削減を実施してきました。特に、職員数については、組織の効率化を行うとともに、民間委託等を推進し、平成10年度の211人から、平成22年度当初では163人と約50人を削減しています。

定員管理にあたっては、行政サービスの質を確保しつつ、業務を直営で行うべきかどうか、公務員でなくても行える業務かどうかを十分に検討し、民間活力の導入を図る場合のタイミングを的確に判断する必要があります。

地方分権（地域主権）の推進により、職員には、今まで以上に高い法制執務能力や高度なコミュニケーション能力が求められています。そのためには、資質の高い人材を確保するとともに、職員の意識を高めるための研修や職務実績を評価する仕組みが大切となります。

1) 定員管理の適正化

限られた職員数で効率的に業務を実施するためには、職員が高い意識のもとに、全力で職務に従事する人事管理体制が求められています。

定員適正化に当たっては、平成22年度で計画が終了する定員適正化計画を引き続き策定し、基本的な考え方として、「適切な人員配置による人的資源の有効活用」の視点のもと、真に必要な部署には必要な人員を確保しながら、「最少の人数で最

大の効果を上げる体制づくり」を目指すこととします。

また、各所属において、業務の見直しや事務事業の整理・合理化、事務処理の改善等を行い、時間外勤務等の時間数を最小限にとどめ、職員間・グループ間の業務量の平準化を図るよう努めます。

2) 人事評価制度の適正な運用

職員の士気を高め、組織を活性化させ、業務効率を高めるためには、個々の職員が、持てる能力を最大限に発揮させることが重要であることから、平成19年度から人事評価を反映した給与制度を導入しています。職務実績を公平かつ適正に評価し、職員の意識を喚起させる仕組みをさらに充実します。

3) 職員の意識改革と人材の育成

町民の期待に応えられる職員の能力開発と資質向上を目指し、平成18年に策定された「三春町人材育成基本方針」は、平成22年度で計画が終了することから改訂します。

今後も、「自己決定、自己責任の行政運営」が求められ、質の高い行政サービスを提供し、説明責任を果たす必要があります。そのためには、職員自らが事務事業の目的を十分理解すると同時に、分かりやすく合理的な説明を行う能力を身につけることが重要です。職員の配置管理や職場内の情報共有化を徹底し、職員の多面的な能力を養い、自らの担当業務にとどまらず、その周辺業務にも対応できる知識・技術を備える(多面的・機動的能力の向上)とともに、高い目的意識を持ち、意欲的に課題解決に取り組む職員を育成するため、意欲や政策形成能力を高める研修(政策形成能力の向上)を充実します。

また、職員が職務を遂行するうえで必要となる政策等の周知徹底と職員相互の自己啓発の観点から、庁内ネットワークのグループウェアを活用して職員間の情報の共有化に努めるとともに、職員は、公共の仕事に携わっていることを強く自覚し、常に危機管理意識を持って職務に取り組みます。

4) 効率的な組織の確立

町民の目線に立ち、町民にわかりやすい組織づくりを行うとともに、大きく変化する社会情勢や複雑化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、従前の考え方にとらわれることなく、プロジェクトチームの活用など、柔軟に対応できる組織づくりを進めます。

また、従来から、業務の繁忙期においては、当該業務に従事した経験がある職員を一時的に活用する、いわゆる「課やグループを超えた応援体制」を実施し、職員の効率的な活用を図ってきましたが、今後も更なる応援体制の推進を図ることとします。

なお、現行の職員提案制度を充実させ、職員の行政意識の向上を図るとともに、職務意欲の向上に努め、事務の効率化を図ります。

【用語解説等】

これまでの行財政改革の取組経過（概略）

1. 第3次行革大綱(H19～H21)・集中改革プランにおける取組及び効果額

取組体系	事務事業名、改革項目	主な取組項目	効果額(千円)	
			経費削減額	増収額
事務事業の再編・整理、廃止・統合	事務事業の見直し	福祉住宅改造事業費補助金の廃止、広報への広告掲載など	5,331	2,450
	清掃センター業務委託	廃プラスチック資源化作業の受託		65,306
	町有農地の有効活用	農地の貸付、草刈委託費の削減	14,760	718
	地区交流館運営	分館長賃金削減	137	
	(計)		(20,228)	(68,474)
民間委託等の推進	学校給食	共同調理場の民間委託	43,525	
定員管理の適正化	定員管理の適正化	職員14名減	109,909	
手当の総点検等	時間外勤務手当の縮減	対18年度比較による削減額	12	
三セクの見直し	公的関与のあり方	町交付金額の削減	3,575	
経費削減等の財源効果	町税の収納率向上	債権差押による収納		23,732
	公営住宅使用料収納率向上	滞納繰越額の減	2,550	5,510
	その他の使用料収納率向上	個別訪問による収納		2,200
	町有財産の有効活用・処分の推進	土地建物33件の処分		48,723
	補助金の見直し	納貯連補助金削減等	1,950	
	行政関与のあり方	納貯連運営費削減等	1,300	
	(計)		(5,800)	(80,165)
集中改革プランにおける効果額(H19～H21実績)			183,049	148,639

2. 第2次行革大綱(H16～H18)・財政構造改革プログラムにおける取組及び効果額

単位：千円

	項目	削減額	主な取組内容
人件費	給与(職員給与)	79,213	
	手当	141,437	寒冷地手当、管理職手当、時間外手当等
	共済費	74,821	退職手当組合負担金、共済費
	報酬	439	審議会統合、調査員廃止等
	(計)	(295,910)	
物件費	交際費	3,384	町長交際費、議長交際費
	賃金	12,098	学校調理員、体育館嘱託、幼稚園臨時保育士等
	旅費	4,227	議会議員費用弁償廃止
	需用費	16,430	コピー(入札による単価低減)、会議録調整廃止、光熱水費等
	使用料・借上料	10,354	パソコン賃貸終了買取、行財政情報サービス中止等
	委託料	143,987	ごみ収集、福祉会館管理、敬老園給食、機械警備、ごみ施設管理等
(計)	(190,480)		
補助費等	報償費	17,741	町税前納報償金廃止、納貯組合報償削減、敬老祝金削減等
	補助金・交付金	34,083	福祉住宅改造、中心市街地活性化等補助金、親和会交付金等
	負担金	2,053	ニューコメ、ビッグフェア、たむらぶれあい
	(計)	(53,877)	
公債費	繰上償還に伴う利子軽減	39,133	H16(22,548千円)、H17(8,795千円)、H18(7,790千円)
	借換えによる利子軽減	2,954	県市町村振興基金分(2,005千円)、縁故債分(949千円)
	(計)	(42,087)	
プログラム全体の効果額		582,354	

プログラム実施により削減した5億8,235万円のうち、約3億940万円と減債基金の1億3,000万円を合わせ、約4億3,940万円を繰上返済に充てました。なお、繰上返済に伴い、約3,913万円の利子を軽減することができました。(削減額は、財政構造改革プログラムにおける額。)

3. 第1次行革大綱における主な取組(H10～H15)

情報公開条例・個人情報保護条例制定、事務事業評価制度の導入、振興対策審議会による政策協議、ファイリングシステム導入、技術提案評価方式による発注、総合窓口設置、窓口業務の時間延長、特殊勤務手当廃止、庁内LANシステム整備(H10)、生活道路整備助成制度創設(H11)、55歳昇給停止、公共下水道等企業会計適用(H12)、課・係制を廃止し部門・担当制導入、例規集デジタル化(H13)、住民公益活動促進条例制定、宿直業務の民間委託、職員用駐車場の有料化・出張日当廃止(H14)など

集中改革プラン・・・平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月に、国から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」が示されました。この指針では、行政改革大綱の策定又は見直しと、事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果の各項目にわたり、平成21年度までの具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し、それを公表することとしています。三春町では平成18年3月に策定・公表し、その取組結果は、「三春町集中改革プラン評価検証報告書」として平成22年4月に議会に報告し、5月に公表しました。

地方自治を取り巻く環境（最近の法整備等）・・・

- ・地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月総務省通知）「行政改革推進法」「公共サービス改革法」等をふまえ、地方公共団体が次のような一層の行政改革を推進するよう通知したものです。
- ・地方分権改革推進法（平成18年12月公布・平成19年4月施行）
地方公共団体の自主・自立を促進することや、地方の行財政改革を推進することなどの基本的な理念・方針を示しています。
基本理念 国と地方公共団体の分担すべき役割を明確化、地方公共団体の自主性・自立性の向上 自らの判断と責任において行政を運営することを促進、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る
- ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月公布・平成21年4月施行）
地方公共団体の財政の健全化について、一般会計を中心とした普通会計から公営企業会計や一部事務組合、出資法人等の状況にまで広げた判断指標を設定し、「早期健全化」「再生」の二段階に分けて財政を健全化するしくみを規定しています。地方公共団体は、次の健全化判断比率を毎年度、監査委員の審査と議会の報告を経て公表しなければならないこととする。 実質赤字比率、連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）、実質公債費比率、将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

長期計画・・・地方公共団体が長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるもので、個別計画の上位に位置する「最上位の計画」です。あらゆる分野に関する目標や施策に言及した「総合的な計画」であり、さらに国・県が地域の計画として尊重し、行政のみならず地域の住民や企業・団体などの役割にも言及した「総合的な計画」です。三春町の長期計画は、平成18年に策定され、平成27年度(2015年度)を目標年度としています。

住民公益活動団体・・・三春町住民公益活動促進条例（平成13年12月26日条例第49号）第3条第2項に規定される団体をいう。{ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人（NPO法人）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の11の2第2項に定める認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）、前2号に該当しない団体であって、前項に定める住民公益活動を行う団体 }

指定管理者制度・・・これまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、営利企業、財団法人、NPO法人及び市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度である。なお「公の施設」にはいわゆるハコモノの施設だけでなく、道路、水道や公園等も含まれるとされている。